

移住促進サポートプラン

2019年度移住促進住宅取得費等補助金チェック表

下記、「1.対象者」及び「2.申請者」の内容を確認の上チェックしてください。該当のチェック項目のすべてを満たすことが条件となります。

年度中に予算の上限額に達した場合、対象者であっても補助金の交付ができませんので、予めご了承ください。

1 対象者

【住宅を新築される方、新築・中古住宅を購入される方 共通】

- 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に、佐久市に転入された方。
または、佐久市に転入される予定の方。
- 転入日から過去 5 年以内に佐久広域（※）に住民票がない方。
※佐久広域とは、次の 11 市町村です。
佐久市、小諸市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、
佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
- 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新築又は購入の契約をした物件であること。
- 前住所地で税金に滞納が無いこと
ただし、次の場合は申請対象となります。
 - (1) 前住所地が海外（1 月 1 日時点）である場合
（納税証明が発行できないため）
 - (2) 勤務先が特別徴収で、現時点での納税額に未納が出ている場合で、
所在地自治体担当者へ佐久市から照会をかけ、確認できる場合
- 今後 5 年を超えて佐久市に居住しようとする方。

【住宅を新築される方】

- 市内に事務所のある業者との契約であること。
ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。
- 申請時に着工しておらず、年度内にすべての手続きを完了できること。

【新築・中古住宅を購入される方】

- 申請時に引き渡しをしておらず、年度内にすべての手続きを完了できること。
- 一親等の親族からの購入物件ではないこと。
※中古物件の購入の場合は、中古物件所有者との契約を含みます。
- 市内に事務所のある業者との契約であること。
※ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。
- 新築（建売）の場合は、建築確認検査済証の発行日から、1 年以内であること。

【中古住宅を改修される方】

- 中古住宅の購入補助の対象者であること。
- 中古住宅の購入に係る契約日から1年以内に改修を完了し、かつ、年度内にすべての手続きを完了できること。
- 市内に事務所のある業者との契約であること。
ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。

2 申請者

- 「1.対象者」の該当のチェック項目すべてを満たすこと。
- 申請者は、契約から支払いまで、同一人であること。

3 手続き

① 申請書提出

(1) 提出書類

【住宅取得（住宅の新築、新築・中古住宅の購入）】

- 申請書（様式第1号）
 - 誓約書（様式第2号）
 - 過去5年間佐久広域にいなかったことを証明できる書類＜原本＞
 - 前住所地の住民票（5年以上住民票を移していない場合）
または
 - 戸籍の附表 ※本籍地からで取得してください（本籍地を移して
いて5年前までの確認が取れない場合は前本籍地分も提出願
います。）
- ※「中学生以下の扶養する子と同居する場合の加算」を申請する方は、
対象になるお子さんの住民票（生年月日、続柄が記載されたもの）
も必要です。**

- 前住所地の納税証明＜原本＞
 - ※佐久市移住前の住所で、市県民税等の税金に滞納がないことを証
明するものです（「課税証明書」ではありませんので、ご注意ください）。
申請時点で取得できる最新年のものを取得してください。
 - ※平成31年（2019年）1月1日の時点で、佐久市移住前の住所
が海外にある方は、納税証明書の発行ができないため、納税証明
書は不要です。
 - ※非課税の方は、納税証明書が発行できないため、「非課税証明書」
を提出してください。
- 物件の新築・購入等に係る契約書＜コピー＞
 - ※当該契約書の「着工日」や「引渡日」が申請日以後の日付になっ
ている必要があります。

- 現地の確認ができる地図（GoogleMap 等でも可）
- 新築（建売）の場合は、建築確認検査済証の写し
- 営業証明 **任意様式**：契約書の事務所の所在地が市外の場合に必要な

(文例)	営業証明
<p>XXX 工務店は以下の住所に営業所を構え、営業活動を行っている事を証明します。</p> <p>営業所名：XXX 工務店 佐久営業所 （従業員数：10 人） 住所：佐久市 ABC 電話：0267-12-3456 代表：佐久 鯉太郎</p> <p style="text-align: right;">山梨県 ABC 市 1-2-3 XX 工務店 代表取締役 山田太郎 ㊞ <u>（※契約書と同じ名義・印鑑）</u></p>	

【中古住宅の改修】

- 申請書（様式第 3 号）
- 見積書<コピー>
- 工事箇所を記載した平面図<コピー>
- 着工前の補修箇所の写真
- 営業証明（住宅の新築の場合と同様のもの）

(2) 申請時期（特に注意ください）

住宅の新築：契約後～着工前（必着）

新築・中古の購入：契約後～引き渡し前（必着）

中古住宅の改修：物件の購入契約日から 1 年以内で、改修着工前（必着）

※申請期限を過ぎたものはお受けできません。なお、提出いただいても、**書類の不備がある場合は受理できません**ので、期限に余裕をもって申請してください。

ただし、中古物件の購入の場合で、契約と引渡しが同時に行われるなど、一定の事情がある場合は、移住交流推進課へご相談ください。

(3) 中古物件を購入する場合の、空き家バンク登録物件加算の注意事項

「佐久市空き家バンク」のホームページには、『空き家バンク登録物件』と『その他物件』の 2 種類が掲載されています。（※2019 年度から運用開始予定）

『空き家バンク登録物件』には、「AS0000」のような物件番号が付されています。

『その他物件』には、「他-◇-000」のように、最初に「他」という文字がある管理番号が付されています。

このうち、**『その他物件』は当該加算の対象とはなりません。**

詳細は、下記担当までお問い合わせください。

② 交付決定

交付決定通知書の発送をもって、申請の交付決定となります。

申請書類を提出されても、書類の不備がある場合は、申請の受付はできません。その間に予算の上限額に達した場合は、申請されても交付対象となりませんので、ご注意ください。

なお、交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更、または補助事業を中止する場合は、速やかに変更・中止の申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を得る必要があります。

③ 実績報告書提出

(1) 提出書類

【住宅取得（住宅の新築、新築・中古住宅の購入）】

- 実績報告書（様式第6号）
- 世帯全員の住民票（佐久市に転入後のもの）〈コピー〉
- 建築確認検査済証（新築など確認書が必要な場合）〈コピー〉
- 購入時の領収書〈コピー〉
※契約額と領収額が一致しない場合は、詳細な内訳（変更契約書のコピーなど）を提出してください。
- 住宅の写真（多方面から写し、全景が確認できること）
- 登記簿のコピー
（契約書の名義が共有の場合で持分割合の証明が必要な時）
- 他の補助金を受ける場合の証明等（太陽光、断熱補助など）
※決定（確定）通知と補助対象額が分かる書類のコピー

【中古住宅の改修】

- 実績報告書（様式第7号）
- 領収書〈コピー〉
- 精算見積書〈コピー〉
※見積書との差額等を確認する書類
- 建築確認書（大規模改修の場合建築確認が必要）〈コピー〉
- 改修箇所を記載した平面図〈コピー〉
- 工事個所の写真

(2) 提出時期

補助事業がすべて完了したところで、速やかに提出ください。

2020年3月31日までに、すべての処理が完了し、実績報告提出後、確定通知が行われる必要があります。

（この日を過ぎますと、交付決定は取り消しとなります。）

なお、実績報告書を提出されても、**書類の不備がある場合は、確定通知ができません。** 期限に余裕をもって提出してください。

④ 請求書の提出

確定通知書が届いたところで、速やかに請求書（様式第9号）を提出ください。

口座名義人は、申請人と同一人に限ります。

請求書を提出いただいた後、会計処理を行い支払までに、20日～30日ほどかかりますので、ご了承ください。振り込み予定日は、後日通知いたします。

4 補助金の返還について

次のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部または一部の返還の対象となります。（ただし、やむを得ない理由があると認めるときを除く。）

- 補助事業により新築し、又は購入した住宅を当該補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
- 補助事業により新築し、又は購入した住宅から補助事業者及びその世帯員（平成29年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。
- 以上のほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

以上が一連の流れになります。

不明な点などございましたら、下記担当までご連絡ください。

☆よくある質問について☆

Q1. 佐久市への転入日や契約日が、平成29年（2017年）4月1日以前だが、補助金の対象となるか。

A1. 対象になりません。2019年度において、対象となるのが、平成29年（2017年）4月1日以降に佐久市に転入し（する予定）で、かつ平成29年（2017年）4月1日以降に契約を締結した方です。

Q2. 佐久市への転入日が平成29年（2017年）4月1日以降だが、一旦佐久市内の賃貸住宅へ入居し、その後、住宅を新築・購入する場合、対象となるか。

A2. 対象となります。ただし、佐久市の転入日の過去5年以内に佐久広域に住民票がない場合に限りです。

Q3. 2019年度に住宅を新築（購入・改修）する予定だが、竣工（引渡し・改修工事完了）が2020年3月31日以降となるが、補助金の対象となるか。

A3. 対象になりません。本補助金は、2020年3月31日までに、住宅の竣工（引渡し・改修工事完了）、新築（購入・工事）費用の支払い、佐久市への転入届、登記（共有名義の場合）などの手続きを行い、必要な書類を添付し、実績報告書を市役所に提出していただく必要があります。また、実績報告書に不備がある場合は、受理ができませんので、期限に余裕をもって提出してください。なお、補助金の交付決定を受けられた方でも、期限内に実績報告書の提出がないと、交付決定を取り消すこととなります。

Q4. 申請はいつすればよいか。

A4. ①住宅を新築する場合は、契約後から着工前、②新築・中古物件を購入する場合は、契約後から物件の引渡しの前、③中古住宅を改修する場合は、物件の購入契約日から1年以内で、改修着工前、にそれぞれ申請していただく必要があります。既に着工されている場合や、引渡しを行ってしまった場合は、申請を受け付けることができません。

ただし、中古物件の購入の場合で、契約と引渡しと同時にされるなど、一定の事情がある場合は、移住交流推進課へご相談ください。

Q5. 住宅の新築や購入の契約は、佐久市内の事業者でないとだめか。

A5. 市内に事務所を有する法人又は個人事業者との契約に限ります（ただし、中古物件の購入の場合は、その中古住宅所有者個人との契約を含みます。）。なお、本社が佐久市外にあり、佐久市内に営業所がある場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。

Q6. 支給される補助金の計算方法が分かりません。

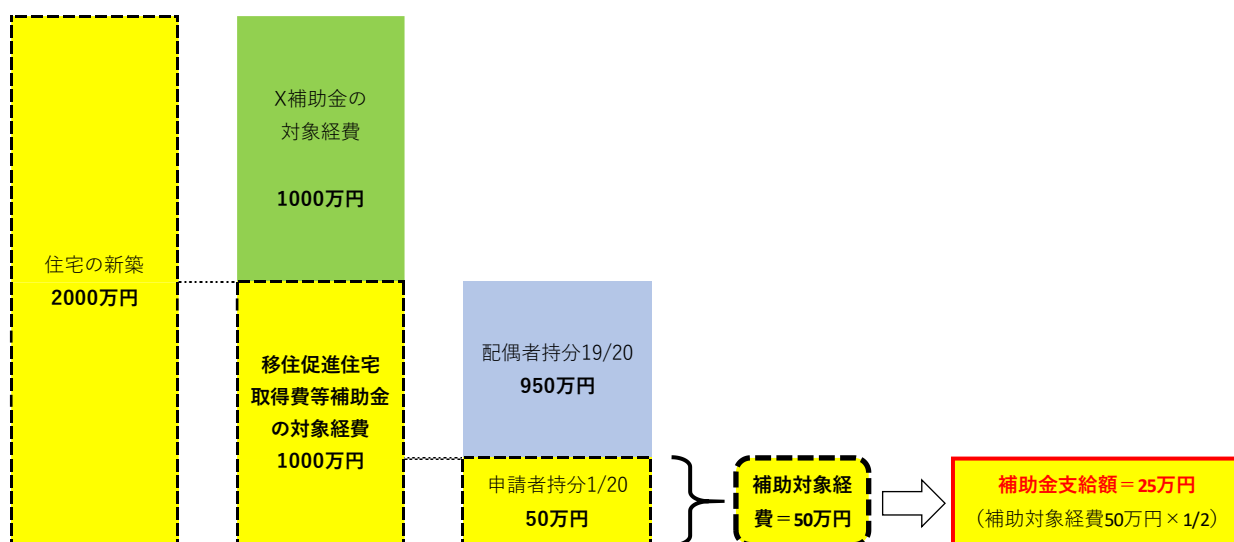
A6. 住宅の新築・新築住宅の購入の場合は、そのかかった費用（土地代を除く）の2分の1以内の金額で、上限が40万円です。

中古住宅の購入の場合は、その購入費用（土地代を含む）の2分の1以内の金額で、上限が20万円です。

ただし、他の補助金等がある場合は、その対象経費を本補助金の対象経費から差し引きます。また、共有の場合は、その持ち分割合に応じて、本補助金の対象経費を案分します。

以下を参照してください。

補助金支給額 一例



【お問合せ先】

〒385-8501

長野県佐久市中込 3056

佐久市役所 経済部 移住交流推進課 移住推進係

担当：堀田

TEL：0267-62-4139（直通）